

りそな銀行への公的資金注入に伴う緊急要望

(2003年5月19日)

りそな銀行への預金保険法 102 条に基づく公的資金による資本注入にあたり、当連合会は以下の諸点に特段の配慮がなされるよう強く要望する。

1. 地域経済の再生

りそな銀行は、メガバンクグループとは異なる「地域金融機関の連合体」として、地域経済の再生に大きな役割を果たしてきた金融機関であり、その機能は今後ますます必要となるものである。

国による経営支援に際しては、今回の措置に伴い地域経済への資金供給に悪影響が及ばぬよう、特に中小企業に対する積極的な支援姿勢を今後とも維持していただきたい。

2. りそな銀行の再生

新経営陣がリージョナルバンクとしての経営方針を堅持し、中堅中小企業の再生を通じた安定的な収益構造を確立できる新しいビジネスモデルを早急に構築するよう支援していただきたい。

3. 金融危機の阻止とデフレの克服

りそな銀行が資本不足に陥った背景には、一企業の自助努力の範囲を超えた景気の低迷、資産価格や株価の下落、会計基準の変更などがある。

政府・日銀は、金融不安が広がらぬよう一層潤沢な資金供給を継続するとともに、デフレ克服のため税財政面で思い切った対策を講じていただきたい。